

Muribushi 群星

隔月発行【むりふじ】

5
2001 May
月号

沖縄総合事務局 局報 / 第276号

特集:沖縄型特定免税店の制度の改正について
金融商品の販売等に関する法律について
訪問販賣法と割賦販賣法の改正について

第12回
全国「みどりの愛護」の
つどいの開催

CONTENTS

目次

21 沖縄を知る

産経新聞社 那覇支局長 持田浩一郎



表紙解説

世界遺産に登録された今帰仁城跡(今帰仁村)
今帰仁城跡は三山時代(北山、中山、南山)
の北山を治めた国王の居城で、北山が中山によ
って滅ぼされた後には、琉球王府から派遣され
た北山監守の居城となりました。



開催

- 19 【総務部】「昔・普天間まちなみ再現検討委員会」を開催
- 【財務部】管財部門組織改編
- 【農林水産部】第52回「沖縄県植樹祭」を北中城村で開催

- 18 【仕事の窓その5】開発建設部
沖縄における新世紀港湾ビジョンの策定
- 17 【仕事の窓その4】農林水産部
沖縄県における野菜事情
- 16 【仕事の窓その3】運輸部
座間味村アイランダーズ・羽地ダムモーターリング部会発足



- 20 【経済産業部】「沖縄地域PF導入促進セミナー」を開催
- 【開発建設部】大保ダム本体工事に関する覚書の調印式を挙行
- 【運輸部】旅客船に関するパリアフリー基準説明会を開催

水平ルーバー、垂直ルーバーが取り付けられたビルの外観(沖縄振興開発金融公庫本店ビル)

沖縄の熱い日差しを遮り、冷房負荷を軽減するため、ビルの外回りに水平ルーバーと垂直ルーバーを取り付けるとともに、深夜電力を利用する氷蓄熱システムと省エネ式インバータなどを組合せた空調設備を用いてビルの省エネ化を図っています。
また、雨水利用システム等を導入し、節水を図るなど地球に優しい建物づくりとなっています。

1 就任ご挨拶 2 プロフィール

大臣政務官……仲道俊哉
大臣……尾身幸次
副大臣……仲村正治
J.S.A.T 株式会社 取締役会長 森本哲夫

3 卷頭言 いまこそ「沖縄特区」の実現を

沖縄及び北方対策担当大臣 尾身幸次

特集

- 4 【特集その1】内閣府政策統括官窓(沖縄担当)
- 沖縄型特定免税店の制度の改正について
- 【特集その2】財務部
- 金融商品の販売等に関する法律について
- 【特集その3】経済産業部
- 訪問販売法と割賦販売法の改正について
- 【特集その4】開発建設部
- 第十一回 全国「みどりの愛護」のつどいの開催



「省エネビル」

守るために 地球環境!





就任ご挨拶

沖縄及び北方対策担当大臣 尾身 幸次

この度発足した小泉改革断行内閣において、沖縄及び北方対策担当大臣を拝命いたしました尾身幸次でございます。私の沖縄との関わりには深いものがあり、党の総務局長や幹事長代理などの仕事を通じ、何度も沖縄を訪れる機会を得ております。そのおかげもあって沖縄の政界、経済界に、稲嶺県知事をはじめ多くの知己を得ることができました。

この沖縄及び北方対策担当大臣の仕事は、沖縄問題に長く携わつてこられた橋本前大臣の後を引き継いだものであり、それだけでも身の引き締まる思いであります。私の希望どおり引き続き副大臣の任を務められる県選出の仲村副大臣や、大分県選出の仲道大臣政務官とともに、沖縄をめぐる諸課題の解決の促進に向けて精一杯努力してまいり所存であります。

沖縄が昭和四十七年五月に本土に復帰して以来、政府は、三次にわたる振興開発計画を策定し、これに基づきまして総額六兆円を超える国費を投入し、各般の施策を積極的に講じてまいりました。その結果、県民の皆様のたゆまざる御努力と相まって、社会資本の整備は大きく前進し、沖縄の経済社会は総体として着実に発展してき

たところであります。しかしながら、沖縄は、今なお広大な米軍施設・区域が存在するとともに、交通の円滑化、水の確保、街づくり、環境衛生など様々問題など今なお解決しなければならない多くの課題を抱えております。こうした沖縄の抱える諸問題の解決は、申すまでもなく、現内閣においても引き続き重要な課題であります。

沖縄は今、21世紀を迎えて新たな発展の基盤を築くべき極めて重要な節目の時期を迎えております。私としては、沖縄を担当する特命担当大臣として責任の重さを痛感し、内閣府において充実強化された沖縄担当部局の機能を十分に發揮して、沖縄の特性を活かしてた振興開発の推進に全力で取り組む決意であります。

沖縄総合事務局においても、沖縄における国の総合出先機関として、また、沖縄県民の身近な機関として、振興開発等の業務を総合的、一体的に遂行するものであり、沖縄県民の期待も極めて大きなものがあります。職員各位においては、このような沖縄総合事務局の任務を十分認識し、沖縄県民にな

お一層親しまれるよう努力されることを期待するものであります。私といたしましては、平成十三年度末で期限を迎える現行の第三次振興開発計画の後の振興施策の進め方については、21世紀の沖縄の自立的発展を図るために沖縄振興新法の在り方も含め、沖縄県とも連携しつつ、精力的に検討してまいり所存であります。

また、沖縄県民の皆様の負担を軽減すべく、引き続きSACO最終報告の着実な実施に全力で取り組む決意であります。特に、普天間飛行場の移設・返還については、沖縄県及び地元地方公共団体との間の代替施設協議会を中心に、できるだけ早く成案を得るべく努力してまいり所存であります。

この他にも課題山積の中ではあります、これまで、沖縄のため

に御尽力された歴代の沖縄開発庁長官、橋本前大臣等多くの関係者の方々の情熱、熱意をしっかりと引き継ぎ、新しい世紀を迎えた沖縄の一層の発展に向けて、沖縄県や市町村、関係団体の方々をはじめ沖縄県民の方と喜びも悲しみも分かち合い、一体となつて全力を尽くす覚悟であることを申し上げて、私の御挨拶といたします。

沖縄及び北方対策担当大臣、
科学技術政策担当大臣に



尾身幸次 氏が就任

平成十三年四月二十六日付けで沖縄及び北方対策担当大臣、科学技術政策担当大臣に尾身幸次氏が就任された。



仲村正治 氏が再任

平成十三年五月一日付けで沖縄及び北方対策、総合科学技術政策、原子力を担当する内閣府副大臣に仲村正治氏が再任された。



内閣府大臣政務官に
仲道俊哉 氏が就任

平成十三年五月七日付けで沖縄及び北方対策、総合科学技術政策、原子力を担当する内閣府大臣政務官に仲道俊哉氏が就任された。

教職などを経て昭和五十八年に大分県議会議員に初当選。四期当選し県議会副議長、自由民主党県連幹事長を歴任。平成十年参議院議員選挙で初当選。

大分県出身 七十一歳

昭和五十八年衆議院議員選挙で初当選。平成二年大蔵政務次官、平成七年衆議院大蔵委員長、平成八年衆議院金融問題等に関する特別委員会理事、同年衆議院税制問題等に関する特別委員会理事、平成九年経済企画庁長官等を歴任。

群馬県出身 六十八歳

平成十三年五月一日付
けで沖縄及び北方対策、総合科学技術政策、原子力を担当する内閣府副大臣に仲村正治氏が再任さ
れた。

沖縄県議会議員（一期）
那覇市議会議員（一期）

昭和五十八年衆議院議員選挙で初当選。平成一年沖縄開発政務次官（一期）、平成八年衆議院沖縄北方問題特別委員長、平成十一年衆議院運輸委員長、平成十二年防衛総括政務次官、同年沖縄開発総括政務次官、平成十三年一月から内閣府副大臣を歴任。

沖縄県出身 六十九歳

内閣府副大臣に

沖縄及び北方対策担当大臣、
科学技術政策担当大臣に

「いま」の沖縄特区の実現を



JSAT株式会社 取締役会長
財団法人マルチメディア振興センター 顧問
(沖縄振興開発審議会委員)

森本 哲夫

世間ではエイバブルがはじけたなどと云つてゐるが、これは株価からだけの皮相な見方である。ITは単に経済のみならず、これから社会や政治、教育や医療、コミュニケーションなど、いろいろまくこの力を活用していくかの知恵が問われている時代が今だと考える。

それについても思い出されるのは森前総理のことで、既に官邸を去られたが、昨年九月の国会では「IT」、「インターネット」を何十回となく連発し、果ては一部専門家の用語であった次世代ドメイン、IPV6にまで言及するなど歴代総理としては誠に異色の施政方針演説であった。

本年一月には総理自らの指示のもとに生まれた「IT基本法」が施行され、「五年以内に世界最先端のIT国家を目指す」とするJapan戦略及びこれを具体化するための重点計画を政府として策定し、「一年以内にこれこれ三年以内にこれこれ」と数々の具体的な数値目標が定められた。

これまで自らを縛る危険性のある数値目標を掲げることを極力嫌うのが政府の常であり、これは異例のことにも属する。勿論政府の計画である以上、総理が交代しても拘束力には変わりはない。

ここまでの事態の推移は、永年IT振興を唱えてきた者の一人として感慨ひとしおのものがあるが、それはさておき、「IT」がこれから日本の日本国家の再生にとって数値目標を掲げても邁進しなければならぬほど重要な国家戦略であること、そしてそれを政治が宣言せざるを得ないほど事態が切迫していることを雄弁に物語っている。

ITには国境が無く、世界の動きはまことにめまぐるしい。

我が近隣アジア諸国でも早くから為政者が気づき、既に果敢に挑戦を始めている。シンガポール、マレーシア、韓国、台湾などなど諸国は競って所謂「マルチメディア特区」、「情報特区」を設け、特定地域にIT産業の集積を図り、これを起爆剤に国家全体の飛躍を図りうとの戦略を展開している。

「これらの「特区」に共通しているのは、先進企業への税制優遇（所得税の免除）、立地企業への政府支援、大学・専門校を併設しての人材供給、外国人技術者の就労自由化など、かなり思い切った大胆な政策が採られている。確かに広域の一国全体を一挙にIT化するには少々無理があり、じつした「特区」の手法が確かに有効である。スコットランド、アイルランドなどがヨーロッパの特区を目指して同様な国土開発が順調に進められていることも注目されるべきである。

我が国에서도すでに数年前から旧郵政省では検討を重ね、沖縄を最適地として選定し、現総務省にもこれが引継がれ、「沖縄国際情報特区構想推進室」が設けられていった。政府の「沖縄経済振興21世紀プラン」でも「特区」が明記されているのは周知のとおりである。

日本のIT国際競争力を強化するには、沖縄の geopolitically の優位を活かし、ここを拠点として全国の突破口となるようなメリハリの効いた「特区」の創設に直ちに着手すべきである。「特区」に世界のIT企業がどんどん進出して来るようないい切った環境整備が今直ちに必要なのだ。すでに近隣諸国よりスタートが遅れているのだから、政治の決断のもと一日も早い具現化が急がれる。

ただし、その際次の二点については共通の確認が必要である。

一つは「なぜ特定の地区だけ」という嫉妬に負けたり、「全国あまねく公平」論に足を引っ張られない断固たる決意が求められる。「一国二制度」をつくろうというのでないのだから、时限立法でいつこりに差し支えない。

その二は、特区の地元は進出IT企業に「活躍の場」を供与する役割を担うのであって、「自分だけがいい目に遭える」と思うのは大きい間違いである。テニスのウインブルトン然り、ゴルフのセントアンドリュース然り、活躍するのは決して地元の英国人ばかりでなく世界の名選手なのだから。要は日本国全体の発展戦略だという視点で構想する」とである。

制度の改正について 沖縄型特定免税店の

沖縄は、亜熱帯・海洋性気候の下、恵まれた自然環境と独特的伝統文化や歴史を有しています。これらの優れた資源を有効に活用して、今後の我が国における余暇時代及び長寿社会の進展に対応した国際的規模の観光・リゾート地

として沖縄を整備することにより、健康で豊かな国民生活の実現に貢献するとともに、地域の経済発展に資することが期待されています。

沖縄の観光・リゾートについては、入域観光客数が昭和四十七年（約四十四万人）から平成十二年（約四百五十一万人）に

増進する一方で、観光客一人当たりの消費額は平成十一年には十万二千六百円と昭和四十八年の一・七倍となっているものの、昭和六十三年以降は伸びがなく横ばいの状況にあります。

このような環境の中で、沖縄観光におけるショッピングの魅力を伸長している一方で、観光客一人当たりの消費額は平成十一年には十万二千六百円と昭和四十八年の一・七倍となっているものの、昭和六十三年以降は伸びがなく横ばいの状況にあります。



き、後で払い戻す措置を講じてきました。

今回、特定免税店がより魅力ある商品を提供できるように、沖縄振興開発特別措置法等を改め、二点の改正を行いました。

一つは、関税の払い戻し措置を改め、関税を免除するという制度にしました。

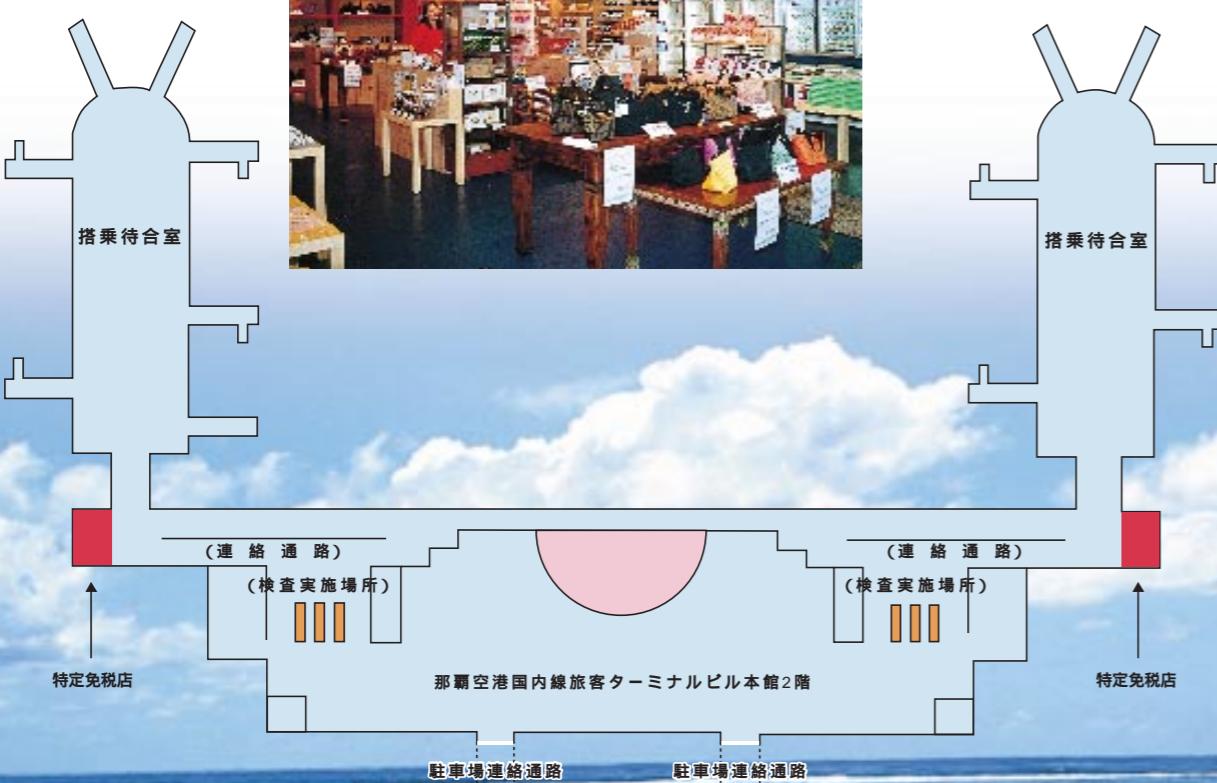
までの制度とは異なり、外国製品を通関する前に販売できることになり、ブランド品の品揃えを豊かに、かつ、より低価格で提供出来るようにになります。

二つめは、革製ハンドバッグや酒類など、これまで取り扱いの対象となつていなかつた商品（観光戻税対象八品目（注））についても取扱えることとし、ブランド品として人気のある商品の販売を可能にし



今回の改正が、沖縄におけるショッピングの魅力をさらに増すことにつながり、沖縄の観光の一層の発展に資することが期待されます。

（注）観光戻税対象八品目：ウイスキー及びブランデー、腕時計、香水、喫煙用ライター、万年筆、革製ハンドバッグ、身辺細貨類、さんご又はべつにうつ製品



金融商品の販売等に関する法律について

金融システム改革が行われ、金融サービスの多様化が進展する中で、今後ますます複雑で多様なリスクを持つた金融商品が登場していくことが予想されます。こうした状況のなかで、一般の投資家が自己責任原則に基づき投資を行えるようにするためには、販売業者が金融商品のリスクを適切に説明することが必要になります。このように、金融をめぐる状況が大きく変化する中で、金融商品の勧誘・販売に関する消費者保護措置の整備が社会的に強く求められました。こうした動きを踏まえ、金融審議会において、金融商品の販売・勧誘ルールの整備に関して検討が行われ、平成十二年三月二十四日に金融商品販売法案が国会に提出されました。同法案は同年五月二十三日に可決成立し、五月三十一日に公布され、平成十三年四月一日に施行されました。

1. なぜ、この法律が必要なの?

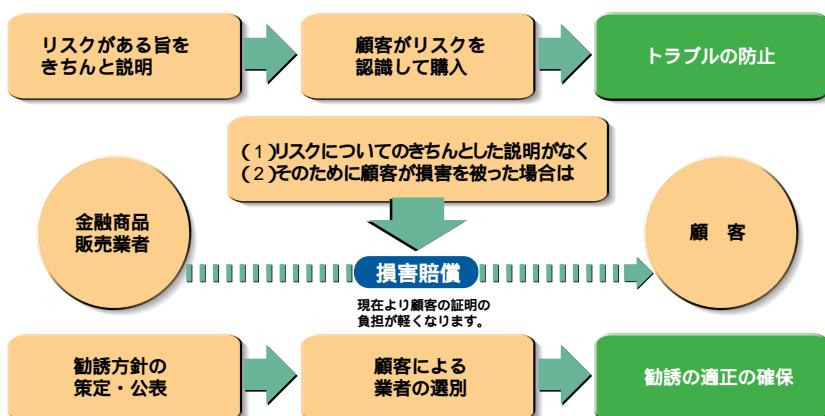
投資信託、外貨預金やデリバティブなど、多様な金融商品が、身近な商品として販売されるようになっています。しかし、金融商品についての知識・情報が金融商品販売業者（以下業者）に比べて乏しい顧客に対して業者の説明が不十分なために、元本割れ等をおこした場合などに、トラブルになるケースが増えています。

そのようなトラブルを解消するために裁判をおこした場合、金融商品を購入する際に業者がもつと適切な説明をするべきだったことや

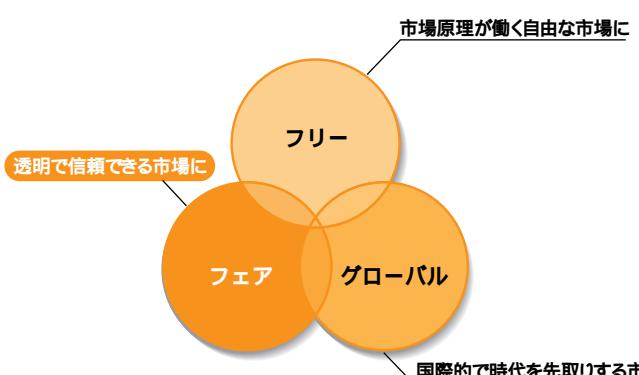


説明をきちんと聞いていれば金融商品を買わなかったことを立証する責任が顧客（原告）側にあるために、結果として裁判が長期化する傾向にあります。

また、フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）の三原則を柱とした金融システム改革に合わせた顧客保護の整備が必要になっています。



業者が金融商品を販売する際は、金融商品がもつているリスク等の重要事項について、顧客に説明する義務が生じます。また、業者が金融商品を販売するための勧誘をする際には、あらかじめ勧誘方針を策定し、公表しなければなりません。もし、業者が説明義務を怠り、そのため顧客が損害を受けた場合には、業者が損害賠償責任を負うこととなります。



民法の不法行為による損害賠償責任で争った場合、業者が適切な説明をしたかどうかや、損害の因果関係について顧客（原告）に立証責任があり、原告側に重い負担となっています。しかし、本法律の施行により、説明義務の存在が

5. 証明の負担が軽くなるってどういってとか？

預貯金、信託、保険、有価証券、デリバティブ等、幅広い金融商品が対象となり、今後登場する新しい商品については、政令で定めます。

4. どんな金融商品が対象なの？

元本欠損（元本割れ）が生ずるおそれがあるときはその旨及びそれがどのような要因で起こるおそれがあるか（元本欠損が生ずる要因）についての説明が行われます。

元本欠損が生ずる要因には、金利、通貨の価格や、有価証券市場における相場の変動その他の指標に係る変動、また業者等の業務又は財産の状況の変化があります。その他、新しいタイプの元本欠損要因が出てきた場合には適宜政令で追加されます。

3. どんなことが説明されるのか？

明記されるので、説明義務の存在についての争いがなくなり、原告の立証負担の軽減が図られます。

また、説明がなかつたのでリスクを認識せずに購入したことや、元本割れとなっている額が損害額であることが推定されるので、ここでも原告の立証負担の軽減（裁判の迅速化）が図られることとなります。なお、元本割れとなつている額以上の請求をすることもできます。

6. 勧誘方針とは、どういうものか？

明記されるので、説明義務の存在についての争いがなくなり、原告の立証負担の軽減が図られます。

また、説明がなかつたのでリスクを認識せずに購入したことや、元本割れとなっている額が損害額であることが推定されるので、ここでも原告の立証負担の軽減（裁判の迅速化）が図られることとなります。なお、元本割れとなつている額以上の請求をすることもできます。

6. 勧誘方針とは、どういうものか？

業者が顧客に金融商品を勧めるにあたつて、勧誘方針（勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項や勧誘の方法及び時間帯に関する事項）を策定し、公表しなければなりません。もし、業

者が勧誘方針の策定・公表義務に違反した場合は、過料が科せられます。公表された勧誘方針は、その内容について顧客や消費者団体などに評価されることになり、業者の内部管理に関する業者間の競争が促されることになります。

九八一八六一—一九四四
問い合わせ先
財務部金融監督課

- ・投資信託、外貨預金やデリバティブなど、多様な金融商品の普及
- ・業者に比べて知識・情報の乏しい顧客に対する不十分な説明

金融商品の販売・勧誘をめぐるトラブル



顧客保護のための立法=金融商品の販売等に関する法律



訪問販売法と割賦販売法の改正について

（悪徳商法から消費者保護を図るための規制強化）

最近、主婦や若者などに對して、後から収入が得られるからといって誘い、高額な商品を売りつける悪質な「内職・モニター商法」や「マルチ商法」（参考一）によるトラブルが急増しております。また、電子商取引の拡大に伴い、インターネット通販におけるトラブルも増加していることから、このような新たな消費者トラブルを防止することを目的として、「訪問販売等に関する法律」と「割賦販売法」の改正が行われ、本年六月一日から施行されます。また、今回改正により「訪問販売等に関する法律」は、「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）に名称が改められました。以下にて、今回の法改正の概要を紹介します。

法改正の概要

一 内職・モニター商法に係る規制の新設

事業者への書面交付の義務づけ

（特定商取引法）

事業者は、顧客と契約を締結するときまでに、事業概要（販売する商品は何か、収入はどのように得られるのかなど）を記載した書面を交付するとともに、契約の締結時には、締結した契約の内容（商品等の内容、顧客の取引に伴う負担内容、契約解

参考一 「内職・モニター商法」、「マルチ商法」とは？
 「内職・モニター商法」とは、「パソコンを買えば、それを使った内職を紹介する」というようだ、内職等の仕事を提供することで収入が得られる誘い、仕事に必要であるとして、商品等を売りつける商法。
 「マルチ商法」とは、個人を商品等の販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が上がるとして販売活動させ、連鎖的に販売組織を拡大する商法。

除の条件など）を明らかにする書面を交付しなければなりません。

広告規制（特定商取引法）

事業者は広告するときには、その中に重要な事項（商品等の種類、顧客の取引に伴う負担内容、仕事の提供条件など）を必ず表示するとともに、誇大な広告を行うことが禁止されます。

不適切な勧誘行為の禁止（特定商取引法）

事業者は勧誘の際に、虚偽のこと

典型的な消費者トラブルの例

内職・モニター商法

内職やモニターの仕事を紹介するという口実で、高額な商品や資格講座を契約させます。おこづかい稼ぎのつもりが、思わぬ出費となり、仕事も紹介されないというトラブルが多く発生しています。



契約の中身をきちんと確認し、負担（出費）を伴う内職やモニターは相手を信用できるか良く考えて契約しましょう。契約書をよく読むことが大切です。

マルチ商法

他人を組織に参加させたり物の販売などをさせるとあなたも儲かりますよと誘って、その人に加盟料や商品購入等の負担をさせて、再販売や紹介販売等をさせる取引です。

簡単に高収入が得られるような説明がなされますが、そのようなことはきわめて稀です。



次々に友人などを巻き込み、人間関係を壊すことも。誘われた相手が迷惑することも考えてください。まして、社会人がサイドビジネスとして行うと、就業規則などに違反するおそれもあります。

マルチ商法のトラブル例



を言つたり、相手方を威して困惑させたりしてはなりません。

クーリングオフ制度の導入（特定商取引法）

顧客は契約締結後二十日間は、無条件に契約を解除することができま

クレジット取引における抗弁権の接続（割賦販売法）

顧客と販売業者との間で、例えば仕事の報酬の不払いによるトラブルが起こり、顧客が契約を解除した場合などに、顧客は、それを理由としてクレジット会社からの請求を拒むことができます。

マルチ商法に係る規制の強化

マルチ商法については、これまで

訪問販賣法で規制を行つていたところですが、今回、更に規制を強化しました。

広告規制の強化（特定商取引法）

従来の取引では、広告は本社が行い、個人勧誘員は口コミで友人や親戚を説き込むというのが一般的でしたが、近時、個人勧誘員が雑誌やインターネツトでの広告を使って組織

拡張を図る事例が増えてきたため、個人の勧誘者販売者による広告も規制の対象にしました。また、商品や金銭負担の内容等の表示に加え、広告中に「利益が得られる」と書くときは、その具体的な根拠（計算の方

法）を明示しなければならないこととするとともに、誇大な広告を禁止する規定を新たに設けました。

規制逃れの防止（負担下限額の廃止）（特定商取引法）

現行制度では、契約での負担額が二万円以上の取引に限つて規制しておりましたが、規制逃れが横行するようになつたため、何らかの金銭負担があるものは全て規制対象としました。

三、電子商取引に係る消費者保護の強化

ネット通販における消費者トラブルへの対応（特定商取引法）

「無料サービスのような画面だったので、無料と思つてクリックしたら、有料の中に入つて、代金を請求された。」と、このようなトラブルを防止するため、インターネット通販の申込画面等において、わかりやすい画面表示を行うことを事業者に義務づけました。

カードレス取引の規制対象化（割賦販売法）

「カードレス取引」（参考二）についても、カードが交付される場合と同様に、割賦販売による消費者保護規制の対象としました。

参考一、「カードレス取引」とは、物理的なカードを交付するのではなく、消費者がクレジット会社からIDやパスワード等をもらい、それのみを使って行つくるクレジット取引。

この要因として沖縄では、地縁、血縁関係が強い上、ユーマール（相互扶助）や模倣などに見られるように横の人間関係も強く、そのため、親戚や知人・友人などからの説きに対するなか断れないといった状況が生じやすい社会環境にもあると言われています。

悪質な業者は、「このような環境につけ込んで、手を変え品を変え、悪質なマルチ商法を展開しています。

そのため、当局では、沖縄県県民生活センターと連携した消費者相談の実施や沖縄県、沖縄県警などの関係機関との連絡会議、消費者啓発講座の開設などを通し、悪質なマルチ商法の被害やトラブルの未然防止を図つているところですが、消費者自らが用心することが最も大切なこととなります。

被害に遭わないとするポイント

うますぎる話には乗らない

うまい話は、世の中にそんなにあるものではありません。そんなに儲かれば、業者は教えないで、自分でやるはずです。うますぎる話は悪質商法と疑つてかかり、用心しましょう。

毅然とした態度で断る

電話による勧誘などの場合、中途半端な態度や優柔不断な対応は、相手につけ込まれるスキをつくります。断るなら毅然とした態度と言葉で断りましょう。

一人で悩まないで、第三者に相談

セールスマンの言うことをうのみにしないことです。迷つたら一人で悩まないで、家族や友人、又は消費者センターなどに相談しましょう。

消費者相談の窓口

沖縄県県民生活センター

沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室

098)863-9214

098)862-4373

その④

第十一回全国「みどりの愛護」のつどいの開催



誓いの言葉

式典におけるお言葉

去る四月二十一日㈯、本部町にある国営沖縄記念公園海洋博覧会地区において、皇太子殿下御臨席のもと、第十一回全国「みどりの愛護」のつどいが盛大に開催されました。幸いに天候にも恵まれ、紺碧の大平原を背景とした緑や色とりどりの花々に囲まれた会場は、全国から招かれた約二千名にも及ぶ参加者であふれました。参加者はきっと南国沖縄の自然を満喫されたことでしょう。

ところで、わが国は緑豊かな自然に恵まれた国ですが、「この貴重な緑を守り育て親しむとともに、

その恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを願つて、平成元年に四月二十九日が「みどりの日」として制定されました。また、併せてこの「みどりの日」を最終とする一週間が「みどりの週間」として定められました。

この「みどりの日」制定の趣旨を踏まえて、全国の公園緑地の愛護団体、道路や河川等の愛護活動を通じ、緑の保護育成を行っている団体、地域の緑化・緑の保全団体等緑の関係者が一堂につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住み良い環境づくりを推進するため、全国「みどりの愛護」のつどいが毎年開催されているのです。

現在は、持ち回りで全国の国営公園を会場として開催されており、二十一世紀最初となる今年の第十一回目の全国「みどりの愛護」のつどいが沖縄で開催されたといひです。

式典は、扇千景国土交通大臣、仲村正治内閣府副大臣、稻嶺恵一沖縄県知事の主催者挨拶に続いて緑化功労者の表彰と滞りなく進められましたが、特に、皇太子殿下から賜りましたお言葉は、緑化功

労者をはじめとした参加者一同の胸に深く刻み込まれたことでしょう。

また、地元の伊豆味小学校の代表として宣誓した阿波根悠さんと伊佐祥哉さんの「誓いの言葉」の中では、「一、わたしたちは、みんなでみどりを愛し、守り、育て、これを未来に伝えます。」、「わたしたちは、みどりに親しみ、みどりを愛する活動をさらに進めます。」、「わたしたちは、みどり豊かな美しい国土とかけがえのない地球を守つてていきます。」、「わたしたちは、みどりのふれあいを通して思いやりのある社会と平和な地球をつくります。」の四つの誓いがなされました。この誓いは、まさに皇太子殿下のお言葉に応えた力強いものに感じられました。



記念植樹

式典終了後は、熱帯ドリームセンターの園内行啓が執り行われ、皇太子殿下は、展示されているランや果樹などを熱心に御視察なされました。カトリア温室ではちょ



首里城御視察



プリンセス・マサコ(カトリア)の御説明

うと満開になつたプリンセス・マサコ(カトリアの一品種)を見ました。また、IJのたびのつどいのための行啓は三回にわたるものでした。が、最後の行啓地として国営沖縄記念公園首里城地区が選ばれました。多くの観光客の出迎えの中で、展示された琉球王朝にまつわる文書の御見学がなされ、IJはして行事に行啓は終了いたしました。

また、IJのたびのつどいのための行啓は三回にわたるものでした。が、最後の行啓地として国営沖縄記念公園首里城地区が選ばれました。多くの観光客の出迎えの中で、展示された琉球王朝にまつわる文書の御見学がなされ、IJはして行事に行啓は終了いたしました。



その1 財務部



独立行政法人 沖縄海上技術学校（旧 沖縄海員学校）の航海練習船「わかしお」

独立行政法人への 現物出資

平成十三年四月一日、全国で五十九の事務事業、県内では五省庁九機関の独立行政法人へ国有財産の現物出資が行われた。独立行政法人とは、国の行政や事業の効率化、透明性の向上を図ることを目的として平成十年六月に成立した「中央省庁等改革基本法」により設立が規定されており、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねた場合必ずしも実施されない可能性があり、かつ国民生活の向上及び社会経済の安定など、公共上の見地から必要と判断される事業を、国から独立した法人に運営を任せるというのが目的である。

従来、国が直接行っている事業の中には、国が直接事業の主体となることの必然性が乏しいと思われるものも存在し、それらは効率性、透明性の点からは民営化が望ましいとも考えられる。しかし別の視点で考えると、文化・教育や科学技術研究、農産物や製品等の生活必需品の安全性の評価などは、その成果が国民全体に共有されなければならない行政サービスとし

ての性格が強く、また政策的目標として国民のニーズがある限り永続的に継続することが必要である。これらの事業が完全に民営化された場合、短期的に成果や収益の上げにくい事業は縮小や廃止の対象になることが予想され、文化教育水準の低下、経済産業における国際競争力の衰退、食料品や製品の安全性の軽視を招き、行政の効率化、透明化を図るはずのものが、逆に国民の生活水準を低下させるという矛盾が生じることになるため、単に市場原理に任せることは出来ず、国とも民間とも異なる中間的な事業主体を設立することで公共性を保ちつつ、効率化や透明化といった国民の行政に対する強化といつた国民の行政に対する強い要望もかなえることになることが出来ると言えられる。

そこで、国から独立した、行政目的に資する事業を行う法人を設立し、これら法人に事業を委託するというのが独立行政法人の基本的な概念である。

独立行政法人への現物出資は、もともと国の機関として、国の財

産（行政財産と呼ばれる不動産や工作物等の財産）を使用して行った事務・事業が、法人へ移行しても支障なく行えるようにするため、独立行政法人の財務的基礎の強化のための措置であり、土地、建物、工作物などを始めとして、船舶や樹木、特許権等が現物出資される。

沖縄においては、五省庁、九機関、十八口座の国有財産（土地約九十九万坪、建物約三・九万坪、立木竹、工作物等六十億円余の財産）が出資された。なお、独立行政法人へ移行した総務省通信総合研究所沖縄電波観測所は、現在中城村から恩納村に移転準備を進めているものの、新築中の施設の完成が四月の出資に間に合わないところから、移転完了までの期間、中城村にある既存の施設を無償使用させるほか、防衛施設庁コザ労務管理事務所（在沖米軍施設における軍雇用員の労務管理を行う）は、独立行政法人への移行が平成十四年四月となることから、出資もそれに合わせて行うこととなる。

因みに、今回独立行政法人へ移行した機関の中でわれわれに身近な施設としては、船員養成機関である沖縄海上技術学校（石川市）や青少年に宿泊を通じて自然体験や集団生活を学ばせる沖縄青年の家（渡嘉敷村）などがある。



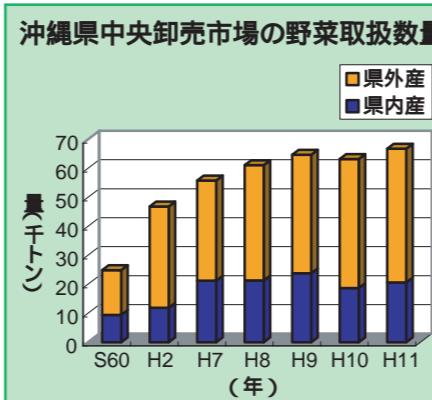
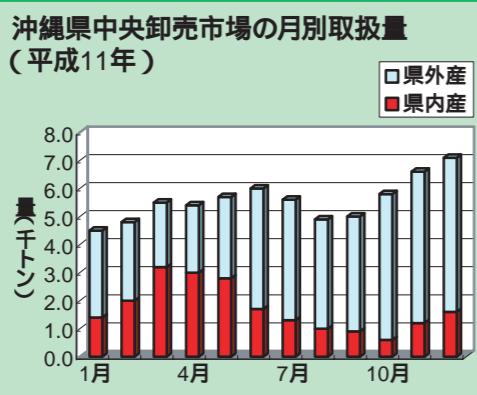
その2 農林水産部

沖縄県における野菜事情



4 沖縄県中央卸売市場における野菜の取扱状況

沖縄県中央卸売市場における野菜の総取扱量は、平成十一年には六万七千トン、金額では百四億円と年々増加傾向にあります。また、月別県内外産別の野菜の取扱状況をみると、県内産が過半を占める月は、三～四月までの僅か二月間となっています。これは、夏秋期の野菜生産が、台風、干ばつ、高温、病害虫の発生等の厳しい条件下であるため、県内野菜の生産量が特に少なく、県外産に依存していることが大きな要因となっています。



1 沖縄農業における野菜の位置付け

平成十一年の野菜の農業粗生産額は百二十三億円で、耕種部門においてさとうきび（百九十七億円）、花き（百三十七億円）に次ぐ重要な作物となっています。

沖縄県の野菜は、温暖な気象条件を活かして、本土の端境期である冬春期を中心に生産・出荷しており、本土市場向けの野菜供給産地として定着しつつあります。



県内における指定野菜産地は、昭和六十二年度の勝連町津堅の春・冬にんじんの指定をはじめ、これまでに十産地が指定されており、これら野菜産地を中心とした野菜の生産振興が図られています。これまでも市場へ出荷されています。

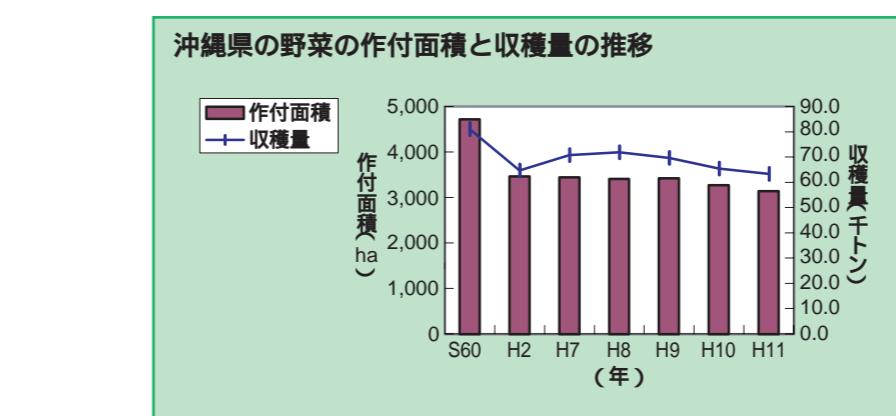
5 今後の課題

沖縄県における野菜指定産地の指定状況

注: 平成12年8月末現在、全国1,188产地、沖縄10产地(本部町冬キャベツは平成12年に解除)

種別	产地名	指定年度	作付面積(H11年産)	出荷量(H11年産)
春夏にんじん	津堅	昭和62年度	30	410
冬にんじん	"	"	15	208
冬キャベツ	本部	"	25	600
春夏にんじん	喜屋武	平成6年度	33	595
冬レタス	沖縄本島南部	平成7年度	87	2,094
春レタス	沖縄本島南部	"	25	670
冬にんじん	喜屋武	"	21	268
冬春トマト	読波	平成8年度	13	650
冬春ビーマン	具志頭	平成9年度	11	610
ばれいしょ	やんばる宣野座	平成10年度	34	537
冬春きゅうり	名護	平成11年度	11	207

しかしながら、産地や年によつては生産量や仕向先等にばらつきが生じていることから、安定的な生産・出荷体制を確立することが重要な課題となっています。



県内における最近の野菜の生産状況をみると、作付面積はこれまで漸減傾向で推移し平成十一年には三千百四十ヘクタール、収穫量も一時増加したものの総体的には減少傾向で推移し平成十一年には六万三千三百トンとなっています。減少した主な理由は、農家の高齢化による後継者不足や長期にわたる野菜価格の低迷等があげられます。野菜価格の低迷等があげられます。

增加の要因としては、にがうりは優良品種の開発・普及、園芸施設の普及、すいかやばれいしょはブランド化が定着して市場の評価が得られましたこと、レタスはサラダ用等業務用の需要が増加したこと等があげられます。一方、減少した要因としては、病害虫の発生・連作障害、外国産との競合等があげられます。

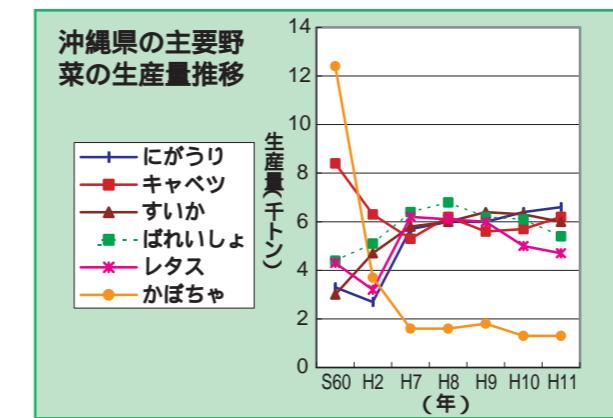
政府は、四月二十三日から、ねぎ、生しいたけ、畠表の三品目にについてセーフガード暫定措置の発動を開始しておりますが、その内容は、四月二十三日から十一月八日までの二百日間において、一定の輸入数量までは現行関税率を適用を開始しておりますが、その内



ねぎ等に対して暫定的に課する緊急関税について

1. 関税割当
(以下の数量については現行関税率が課される)
 - (1) ねぎ: 5,383トン
 - (2) 生しいたけ: 8,003トン
 - (3) 畠表: 7,949トン
2. 関税
(上記の数量を超える輸入については現行関税率に加え、以下の関税率が課される)
 - (1) ねぎ: 225円/kg
 - (2) 生しいたけ: 635円/kg
 - (3) 畠表: 306円/kg
3. 施行期日 平成13年4月23日

用し、それを超えるものについて一定レベルの関税をかけることとしています。



2 野菜の生産動向

3 品目別の生産動向



アドレス：<http://www.busnavi.ne.jp/>



その3 運輸部

近年、情報通信技術のめざましい発達により、様々な分野で一般利用者へのサービス向上を図るために、インターネットを介した情報提供サービスが行われています。交通分野においても利用者利便の向上の観点から様々な情報提供サービスが行われつつありますが、今まで沖縄においては、こうしたサービスは、ほとんど行われていませんでした。そこで、観光立県である沖縄の特性を加味し、バス、旅客船等公共交通機関の運行（航）情報と観光情報を携帯電話（iモード、EZweb、J-Skai）、PHS（ドット-i）、PDA（ザウルス等の携帯情報端末）、パソコンから、一体的に入手できるようになり、バス利用者、観光客の利便性の向上を図ることとしました。

インターネット上で沖縄県内の路線バス等公共交通機関に関する情報や観光に関する情報を提供する実証実験を沖縄総合事務局（受託者：財団法人運輸政策研究機構）が平成十三年三月一日から一ヶ月間にわたり実施しました。

1 はじめに

2 情報提供内容

3 利用者の声

- ・バス経路探索
- ・バスでA地点からB地点へ行く場合に、どの系統のバスに乗り、どのバス停で乗り継げば良いのかを表示します。発着時刻、運賃、所要時間も表示します。
- ・バス系統一覧（パソコンのみ）
- ・バスの系統情報や路線図、バスタークマール図等を表示します。
- ・バス時刻表
- ・バス停ごとに、行き先別の時刻表を表示します。
- ・リゾートバス情報（パソコンのみ）
- ・リゾート地域へのリムジンバスの路線や運行表、料金等を表示します。
- ・旅客船情報
- ・旅客船の時刻表や運賃表、乗組み

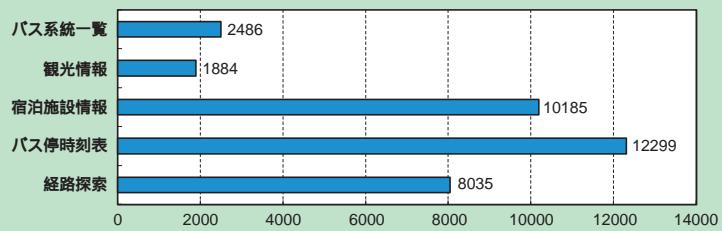
り場案内（パソコンのみ）を表示します。

・航空情報

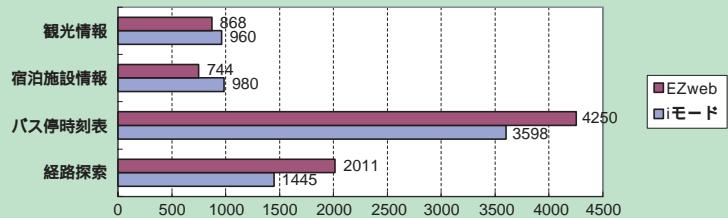
各航空会社のホームページへリンクします。

沖縄交通・観光情報 提供システムについて

資料1：項目別アクセス数（パソコン）



資料2：項目別アクセス数（携帯電話）



「情報量の充実」、「適切な探索結果」については、今後とも利用者の声を反映させ改善を図っていきたいと考えています。なお、現在の「沖縄交通・観光情報提供システム」は、静態情報（経路探索、時刻表、運賃等）のみの提供ですが、今後は、GIS、GPS技術を活用したバスロケーションシステムを導入し、リアルタイムの情報提供システムとすることが求められています。

この情報が簡単に入手できるようになり、複雑で分かりにくかったバスが利用しやすくなつたとの意見が多く寄せられました。観光客からは、「観光・宿泊施設情報」が「バス情報」と一体となつて入手できることにより、移動の円滑化が図られるようになったとの意見を頂いております。

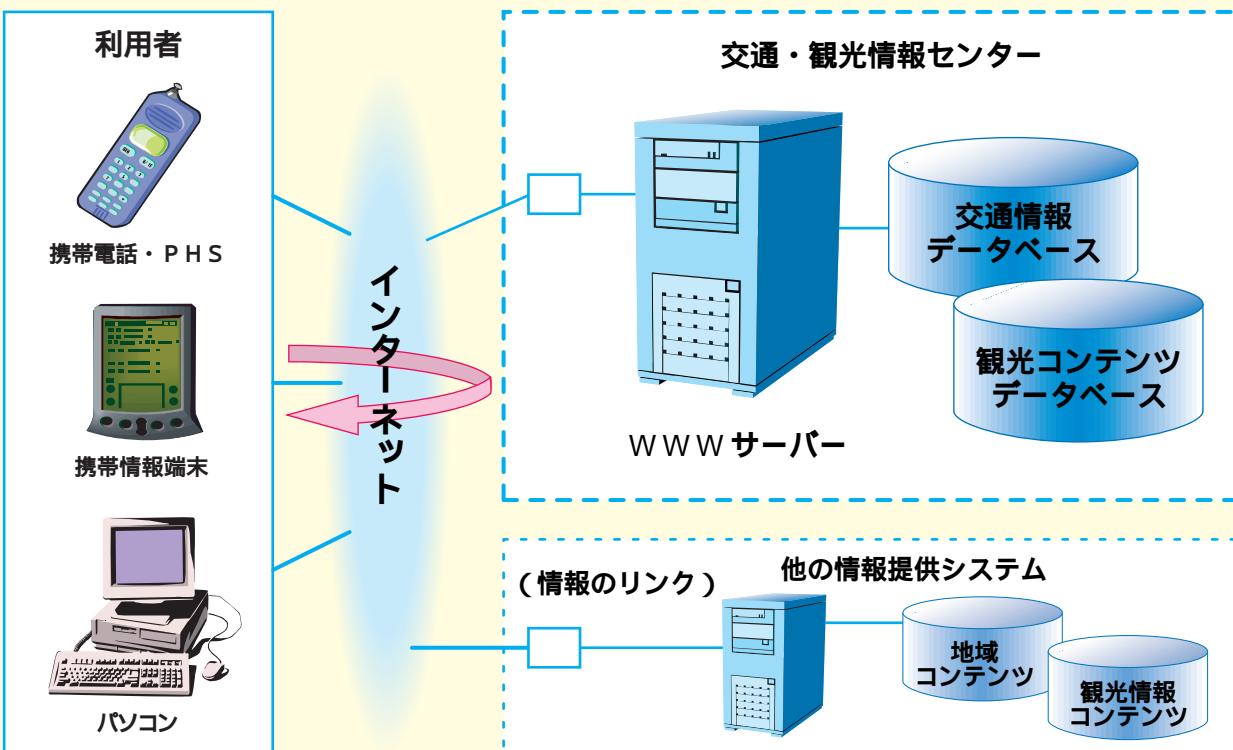
また、本システムについては、情報入手が、携帯電話、パソコンからできることが高く評価されており、継続運用を望む声が多数を占めています。更に、関連事業者からの反響では、運輸事業者、観光事業者からのリンク希望や、検索エンジンサイトからの登録依頼に加えて、旅行雑誌への紹介文掲載依頼等もあり、関連事業者の関心の高さも伺えました。

4 今後の課題

この情報が簡単に入手できるようになり、複雑で分かりにくかったバスが利用しやすくなつたとの意見が多く寄せられました。観光客からは、「観光・宿泊施設情報」が「バス情報」と一体となつて入手できることにより、移動の円滑化が図られるようになったとの意見を頂いております。

また、本システムについては、情報入手が、携帯電話、パソコンからできることが高く評価されており、継続運用を望む声が多数を占めています。更に、関連事業者からの反響では、運輸事業者、観光事業者からのリンク希望や、検索エンジンサイトからの登録依頼に加えて、旅行雑誌への紹介文掲載依頼等もあり、関連事業者の関心の高さも伺えました。

沖縄交通・観光情報提供システムの構成



座間味村アイランダーズ・ネットワーク運用開始について



座間味村VICSは、Web予約中込機能、コミュニティ推進機能、自動乗船券発行機能、防災緊急連絡(位置特定)システム、CTI(音声自動認識)予約申込み機能、遠隔証明書発行機能、予約管理機能といった機能を有しています。

このシステムにより、島を訪れる観光客がこれまで、船舶や民宿などの繁忙期においては、かなりの負担となっていたものが、インターネットなどを使うことで、簡単に使えるようになりました。また、阿嘉島、慶留間島の居住者が、村役場の証明書を手に入れるため、座間味島まで出向いていた煩わしさも解消されることになりました。

効果的に情報通信技術を活用することで、産業の振興や行政サービスの向上、観光客へのサービス拡大とオフシーズン時の観光需要拡大を図ることを目的とした諸々の機能を網羅しています。

当該システムの運営は、関係者間の連携した円滑な運用のため、第三セクターとして設立された「株式会社座間味VICS」が行うことになります。

平成十年度第三次補正予算の地域生活空間創造情報システム整備事業において、開発・実証実験が進められていた「座間味村バーチャルアイランズコミュニケーションシステム(通称「座間味村VICS」)」事業が、「座間味村アイランダーズ・ネットワーク」として、四月一日に運用を開始しました。「座間味村VICS」は離島の視点から、

る観光客がこれまで、船舶や民宿などの繁忙期においては、かなりの負担となっていたものが、インターネットなどを使うことで、簡単に使えるようになりました。また、阿嘉島、慶留間島の居住者が、村役場の証明書を手に入れるため、座間味島まで出向いていた煩わしさも解消されることになりました。

このように、座間味村VICSは、離島におけるニーズを的確に捉え、情報通信技術を効果的に活用することで、地域活性化に大きく寄与することが期待される内容となつてあり、この成果は、他の離島部においてもその応用が広くできるものと注目を集めているところです。

その
5

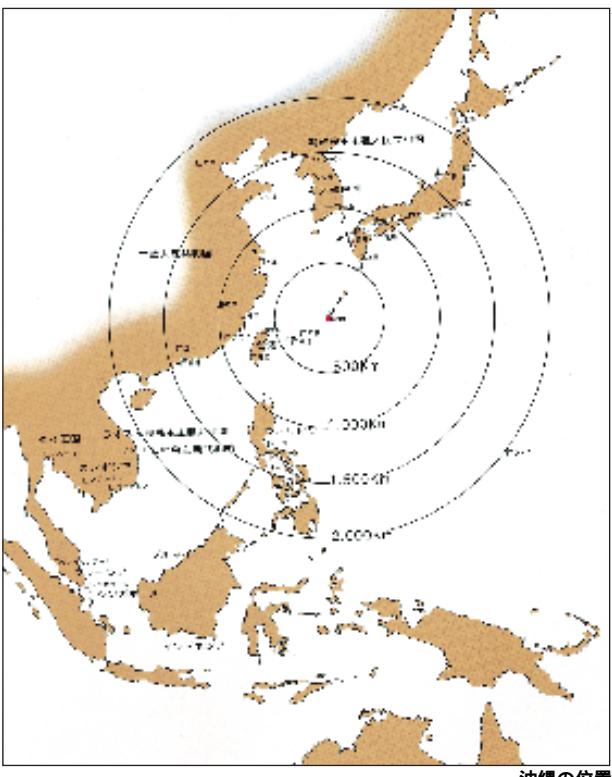
開発建設部

「以舟楫為万国之津梁」

じゅうしうをもつてはんいくのしんりょうとなす

の実現に向けて

沖縄における新世紀港湾ビジョンの策定



沖縄の位置

経済のグローバル化・環境への関心の高まり・生活の質的向上に対する認識の高まり等社会の変化を背景に、今後港湾は「経済活動の拠点」に加えて「人々が集う空間」「生活環境の向上に貢献する空間」「観光振興に資する空間」等地域の活性化を促進させるための空間としての役割も求められています。

新しい世紀を迎えた今、二十一世紀における沖縄の港湾の姿やその果たすべき役割を示すために、「沖縄における新世紀港湾ビジョン」を策定しました。

本ビジョンの基本目標として、「以舟楫為万国之津梁」の実現、つまり「港によって沖縄を世界に開かれた場所とし、沖縄を豊かにする」ことを掲げています。基本目標の達成に向けて、本ビジョンでは「どの様な港づくりを進めていくか」について分かりやすくまとめました。

2 本ビジョンのポイント

- (1) 那覇港をアジアの主要港に負けない国際競争力を持つ港にするための施策を進めていきます。
- (2) 那覇港浦添ふ頭地区において、大水深岸壁を複数有する国際化

1 本ビジョンの趣旨について

上コンテナターミナルを整備します。那覇港の特定重要港湾への格上げを検討していきます。

地元の財政負担を軽減させるための制度の導入について検討していきます。

(2) 「沖縄らしさ」を前面に出した、

景観に配慮した港づくりを進めています。

(3) 「美海・美島」を守るため、環

境に配慮した港づくりを進めていきます。

(4) 「使い易い港づくり懇談会(仮称)」を設置し、利用者と行政側が定期的に意見交換を行う場を設けます。

3 今後の活用方針

本ビジョンは来年度以降の予算要求内容等に反映させていく予定で、今後はビジョンの実現に向けた必要となる調査・研究を積極的に進めていきます。



那覇港



その
6

開発建設部

羽地ダムモニタリング部会発足

平成十三年三月二十一日、羽地ダムの試験湛水に伴い、学識経験者で構成する「羽地ダムモニタリング部会」を発足させました。



羽地ダムモニタリング部会（第1回）開催の模様

3 今後のスケジュール

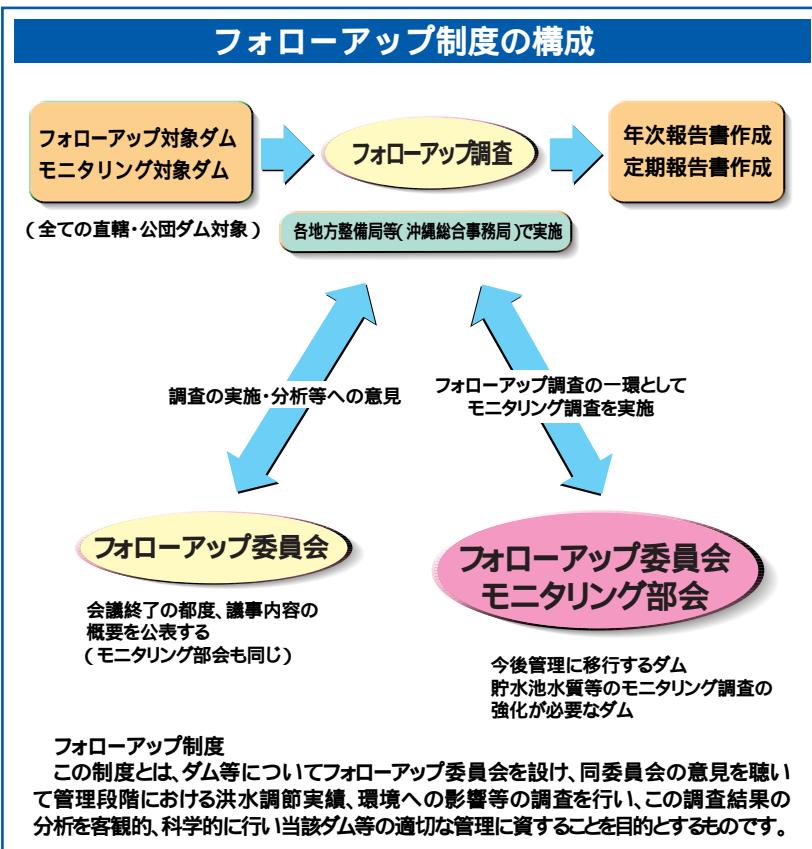
2 部会の運営等

羽地ダムモニタリング部会は、山里清委員長（名桜大学教授）を中心とする十一名の学識経験者で構成されています。試験湛水終了まで年一回以上開催し、部会で得られた成果については、管理移行と同時にフォローアップ委員会に引き継ぐこととなります。

「羽地ダムモニタリング部会」を、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の試行」（建設省／現国土交通省）に基づき、全国的に実施されているフォローアップ調査の一環として、羽地ダムの試験湛水による自然環境等の変化を調査する「モニタリング調査」の計画立案、その内容及び調査結果の分析について意見を伺い羽地ダムの適切な管理に資することを目的に設置しました。

また、沖縄総合事務局では平成八年度より国管理六ダム（福地、新川、安波、普久川、辺野喜、漢那）において、一層適切なダム管理を行う目的で「沖縄地方ダム管理フォローアップ委員会」を設け意見をいただいています。

1 「羽地ダムモニタリング部会」の目的



羽地ダムの概要

建設場所

沖縄県名護市（羽地大川上流）

建設目的

- ・洪水調節（出水時における洪水を調整）
- ・既得取水の安定化（河川の環境保全）
- ・特定かんがい用水の補給（国営羽地大川地区かんがい排水事業の農地へ）
- ・水道用水の確保（県民へ）

建設経過

- 平成8年3月 ダム本体工事に着手
- 平成10年10月 堤体盛立開始
- 平成12年3月 堤体盛立完了



羽地ダム堤体を右岸から望む

局の動き

農林 水産部

第52回「沖縄県植樹祭」を北中城村で開催

去る4月28日に、第52回沖縄県植樹祭が「伝えたい 緑のやさしさ あたかさ」をテーマに北中城村字渡口(土地区画整理区域)で開催されました。沖縄県植樹祭は、県民一人一人が森林の多様な機能の重要性を認識し、みどり豊かな潤いのある環境づくりを図る目的で沖縄県及び沖縄緑化推進委員会の共催により、毎年開催されています。式典では主催者及び関係者の挨拶に続き吉田沖縄総合事務局長が、「森林は、自然環境の保全はもとより、再生産可能な資源の提供などの多面的機能を有している。近年、世界的な森林の減少等の中で、森林の公益的機能の高度発揮や環



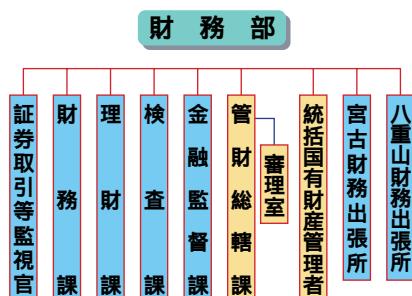
境問題に対する国民の関心が高まっている中、ここ北中城村において、21世紀最初の記念すべき植樹祭が開催されましたことは誠に喜ばしい限りである。」と祝辞を述べました。その後、北中城小・島袋小両校の緑の少年団代表により、「私たちの身近にあるみどりは、人々の生活と深く関わりあい、限りなく恵みをもたらしてきました。「第52回沖縄県植樹祭」の開催にあたり、一人一人が緑の大切さについて考え、緑がもたらす多くの恵みに感謝し、そしてこのかけがえのない緑をみんなで増やし守り育てていくことを決議します。」と力強い大会決議が宣言されました。また、参加者全員によってフクギやアカツキなどの苗約1,500本が植樹され、沖縄県植樹祭は大盛況のうちに幕を閉じました。

財務部

管財部門組織改編

財務部では、国有財産行政における国有地の有効活用という社会的要請に応えるため、これまでの「行政財産」=管財第一課、「普通財産」=管財第二課という財産別区分による組織体制から「計画策定部門」=管財総轄課、「計画実施部門」=統括国有財産管理官、「審理部門」=審理室という機能別区分による組織体制に平成13年4月1日付をもって改編しました。

この組織改編の主な特徴としては従来、管財第二課で担当していた普通財産管理処分計画等を計画策定部門である管財総轄課で行い、管財第一課で担当していた各省各庁との協議事務(総轄、宿舎事務)を計画実施部門である統括国有財産管理官にて行うといった所掌業務のクロスチェンジが行われました。また、統括国有財産管理官及び財務出張所長が実施する業務の指導、重要な異例な事案に対処するスタッフ的機能を審理室が新たに担うこととなり、弾力的な相互応援体制のもと、機動的に国有財産業務の処理にあたれる事務処理体制を整えました。



総務部

「昔・普天間まちなみ再現検討委員会」を開催



普天間飛行場の跡地利用に関しては、平成11年12月の閣議決定(普天間飛行場の移設に係る政府方針)の中で「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」が定められ、現在、同方針の実現に向けて各省庁等で積極的に取り組んでいるところです。

沖縄総合事務局においては、このたびその取組の一環として、普天間飛行場等の返還跡地における接收前及びこれまでの変遷状況の共有化等を検討することを目的にした「昔・普天間まちなみ再現検討委員会」を設置し、去る4月27日に宜野湾市内において第1回委員会を開催しました。

本委員会は地域計画学や集落地理学等の学識経験者、メディア関連専門家、郷土史研究家、行政担当者等から構成されており、第1回委員会では、委員の互選による座長の選出、今後の審議スケジュール等が議論され、併せて普天間飛行場等の現地視察も行われました。

今後、年内に3回程度委員会を開催し、中南部地域における地域構造の復元、CGを活用した接收前まちなみ再現等に関する検討を行うこととしています。

局の動き

運輸部

旅客船に関するパリアフリー基準説明会を開催

平成13年3月16日那覇市の船員会館において、国土交通省海事局安全基準課阿部企画係長を講師に「旅客船に関するパリアフリー説明会」を開催しました。

同説明会は、平成12年5月17日に公布された「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通パリアフリー法」という。)に関連して定められた「移動円滑化のために必要な旅客設備及び車両等の構造及び設備に関する基準」について、旅客船の運航者である海運会社、旅客船の設計・建造に関わる造船所、旅客船の船主等を対象に、26社40人が出席して行われました。

説明の中で、「交通パリアフリー法の趣旨は高齢者や身体障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障害を持たない人と同様のサービスを受けることができるよう配慮することが求められている」ことや「交通パリアフリーの前提条件(達成目標)として、高齢者・身体障害者が独立で船舶への乗降や船内移動を行えることを目標として、設備及び構造の基準が設定されている」ことなどが挙げられておりました。

出席者は今後予想される高齢化社会へ対応すべく熱心に聞き入っていました。



開発建設部

大保ダム本体工事に関する覚書の調印式を挙行!



大保ダムは、沖縄本島北部の大保川に、沖縄北西部河川総合開発事業の一環として建設中のダムです。

当ダムは、平成7年3月に関連工事に着手するとともに、本体工事の着手に向けて地元との協議調整等を進めてきました。

今般、その地元同意が得られたことから、平成13年3月28日に、大保ダム関連地域整備計画検討委員会会長の立会いの下、沖縄総合事務局長、沖縄県知事並びに大宜味村長の三者により「大保ダム本体工事に関する覚書」の調印が行われました。

大保ダムは、洪水調節・下流河川の適正な流量の確保・水道用水の供給を目的とする多目的ダムであり、本ダムと脇ダムで構成され、本ダムは、堤高77.5m、堤頂長374.5mの重力式コンクリートダムで、脇ダムは、堤高66.0m、堤頂長445.0mのロックフィルダムです。

本覚書の締結により、脇ダム本体工事の早期着手、大保ダムの早期完成に向けて、一段と弾みがつくものと期待されています。

今後とも地元、関係者の皆様の御理解を得ながら事業を推進して参りたいと考えております。

経済産業部

「沖縄地域PFI導入促進セミナー」を開催

去る3月23日(金)、沖縄コンベンションセンターで地方公共団体を始めとした多数の関係者の出席のもと「沖縄地域PFI導入促進セミナー」を開催しました。

「PFI(Private Finance Initiative)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等の事業に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用しようというものの、地方公共団体等の財政が逼迫化する中、公共サービス提供の効率化や新規事業機会の創出等を目的に平成11年にはPFI法が成立しました。



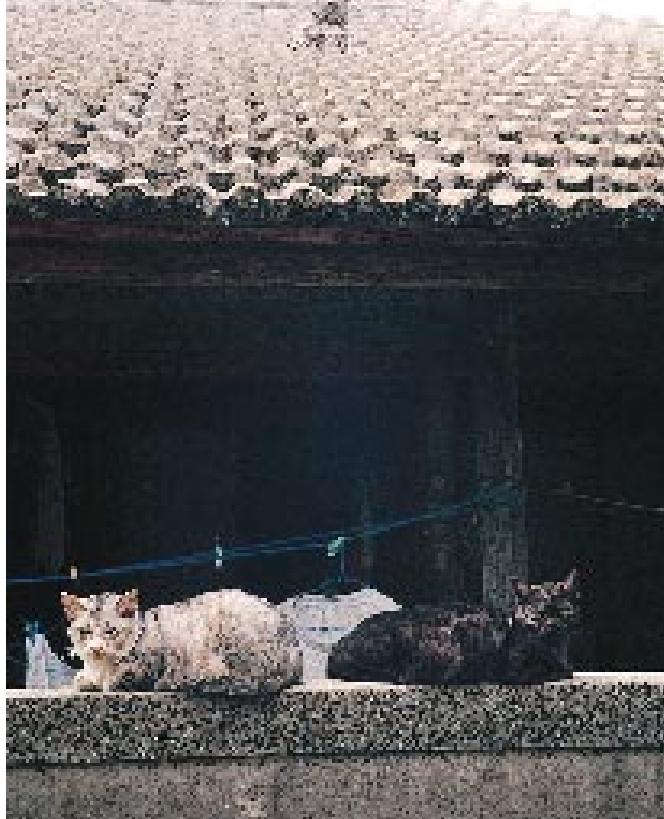
セミナーでは、一橋大学教授の山内弘隆氏から「PFIの考え方とその効果」と題して、我が国へのPFI導入の経緯やよりよい行政サービスを提供するためのVFM(Value for Money)の重要性、各地域における取組事例等について基調講演がなされました。また、日本PFI協会専務理事の植田和男氏から「PFIガイドライン」に関する特別講義、千葉市消費生活センター主幹の山崎正義氏から「千葉市におけるPFIの取組み」と題しての先進事例の紹介がありました。

なお、本セミナーに関する報告書等については経済産業部企画振興課にて配布しております。

沖縄を知るには

産経新聞社
那覇支局長

持田 浩一郎



昔ながらの沖縄民家でシーサーとネコが不思議な空間をつくっていた = 沖縄県名護市港

沖縄を歩いていると、本土で経験しない発見も少なくない。取材で名護市役所に行こうとしたある日、ふと目をやると、すっと吸い込まれるような光景に出逢った。歳月の経過を感じさせる赤瓦屋根

には、魔よけの獅子であるシーサーが睨みを効かせている。そこまでは見慣れた風景だったが、その下の「ヒンブン」にネコ二匹が、気持ちよさそうに猫背合わせて微睡（まど）んでいた。沖縄独特のヒンブンとは、門と母屋住宅の間に立てられた屏風のような石造りなどの壁で、表通りからの目隠しで、悪霊を払うという意味合いがあるという。

トラン柄と黒色のネコと目が合つた、ヒンブンの上から「怪しげな奴」といった表情で、こちらを見返していた。その頭上にはシーサーが居座る。ここは沖縄。何とも言えない不思議な気持ちになり、そして、ほのぼのした気分にさせてもらつた。ネコが去らないことを願いつつ、カメラのシャッターを切つたのが、このページの写真。後日、ネガをプリントして家の飼い主に持参すると、二匹は親子と分かつた。その後、何回が意識してこのヒンブン通りを通り、顔合せの逆向き光景を期待するが、シーサーの下に「一匹目のネコ」はない。

沖縄にはネコが多い

旅行者とみられる人に「どこです

い。特に地域ネコとも言われる野良ネコは那覇市でも公園を中心に多く見られる。本土のような冬が感じられないからコタツで丸氣持ちよさそうに猫背合わせて微睡（まど）んでいた。沖縄独特のヒンブンとは、門と母屋住宅の間に立てられた屏風のような石造りなどの壁で、表通りからの目隠しで、悪霊を払うという意味合いがあるという。

トラン柄と黒色のネコと目が合つた、ヒンブンの上から「怪しげな奴」といった表情で、こちらを見返していた。その頭上にはシーサーが居座る。ここは沖縄。何とも言えない不思議な気持ちになり、そして、ほのぼのした気分にさせてもらつた。ネコが去らないことを願いつつ、カメラのシャッターを切つたのが、このページの写真。後日、ネガをプリントして家の飼い主に持参すると、二匹は親子と分かつた。その後、何回が意識してこのヒンブン通りを通り、顔合せの逆向き光景を期待するが、シーサーの下に「一匹目のネコ」はない。

また、沖縄県庁周辺を歩くと、か」と何度も尋ねられたことか。よく聞かれる場所は土産品店などが並び、その復興ぶりから奇跡の一マイルとも呼ばれる「国際通り」だ。にぎやかな通りが見えるのに分からないのは、近辺に道案内板があまり設置されていないのも因ではないか。

同様に、案内板がないと思われるのは米軍基地である。国道58号沿いにある普天間飛行場、ゲート（出入口）には、英語によるものはあるが、日本語の案内板はお目にかかることがない。観光客はフェンスに囲まれているから、漠然と基地であるというのは理解できるが、どの基地というのは分からない。基地があるというのも事実。観光立県を目指す沖縄は、年間観光客が五百万人に達しようとしている。内閣府沖縄総合事務局は主要国道の道路管理もしているので、各自治体が調整のうえ、何とか改善してほしいのが・・・。

来年、沖縄は本土復帰三十年を迎えるとともに、新たな沖縄振興開発計画がスタートする。この原稿を執筆中に、同計画の成功への力を握る尾身幸次・沖縄北方担当大臣が就任された。沖縄を知るには、何より現地をこまめに訪れ、裏道に入るのが最良の方法だと思

第15回

图画・作文コンクール

テーマ

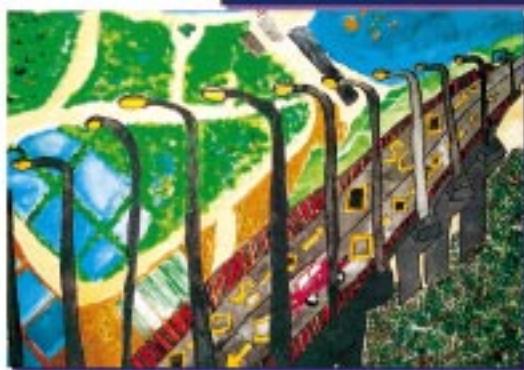
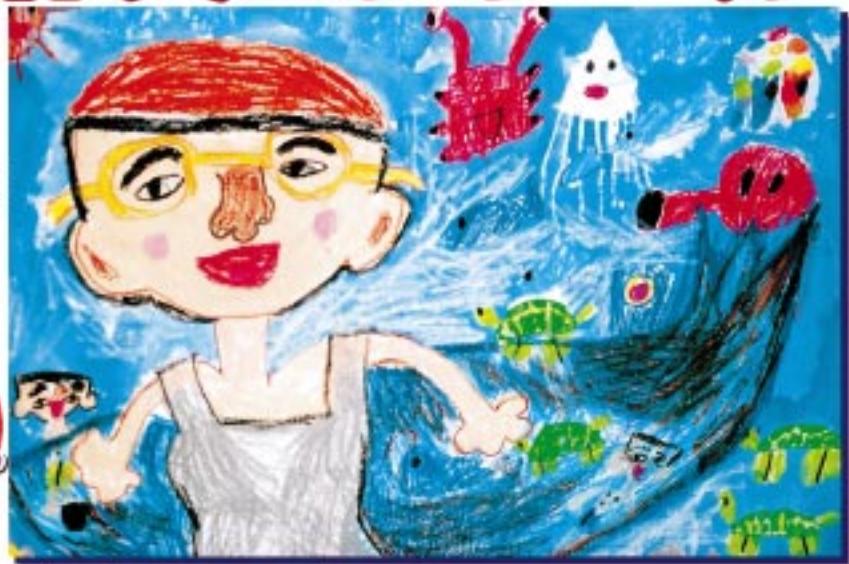
- 1) 河川・海岸
- 2) 道路
- 3) ダムなどの水資源

(次回)スターは...応募対象としません。

作品募集

- 正しい利用のしかた、美しい。
- それぞれの役割(はたらき)、重要性(大切さ)。
- 自分(僕、私)と(河川・海岸、道路、ダム)の関係。
- それぞれの未来像(将来のあり方)などの内容。

第14回
入賞作品
より



河川・海岸鑑評月間

7/1~7/31

道路ふれあい月間

8/1~8/31

水の週間

8/1~8/7



応募要領

題材／河川・海岸、道路、水資源(ダム・上水道等)
に関するもの

応募資格／県内小・中学生

作品規格／图画用紙(四ツ切36×52cm)、
作文400字詰原稿用紙2、3枚程度

応募〆切／平成13年5月31日(木)

賞／最優秀賞、優秀賞、佳作、入選、学校特別賞

表彰／沖縄総合事務局長・沖縄県知事表彰、
副賞授与

作品発表／作品展示会開催、ラジオ放送(作文)、
作品集発行

応募先／社団法人沖縄建設弘済会事業部業務課
浦添市宇勢理客557-1
☎098(879)2097

主 催 沖縄総合事務局・沖縄県・沖縄県治水協会
「道路ふれあい月間」沖縄地方推進協議会
社団法人沖縄建設弘済会

後 援 沖縄県教育委員会
NHK沖縄放送局・琉球放送・琉球朝日放送
沖縄テレビ・沖縄タイムス・琉球新報

沖縄総合事務局

ホームページアドレス <http://www.ogb.go.jp>